



栃木県公報

平成29年
2月14日(火)
第2859号

目次

告 示

○解除予定保安林	103
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	103

公 告

○土地改良区役員の退任	103
○土地区画整理組合理事の就任	104

告 示

栃木県告示第59号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 解除予定保安林の所在場所
塩谷郡塩谷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成29年 2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	認可年月日
五斗内土地改良区	五斗内地区土地改良（維持管理）事業	平成29年2月2日

（農地整備課）

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年 2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
宇 芳 真 土地改良区	理 事	川 上 傳		芳賀郡芳賀町大字西高橋266-1	29.1.13	

(農地整備課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

土地区画整理組合名	氏 名	住 所	届 出 年 月 日
野木町野木第二工業団地 土地区画整理組合	赤 羽 幸 雄	那須烏山市南大和久724番地1	平成29年2月1日
	海老沼 久 雄	下都賀郡野木町大字野木1993番地	
	鈴 木 明	下都賀郡野木町大字野木2074番地	
	鈴 木 定 男	下都賀郡野木町大字中谷235番地2	
	藤 江 昇	下都賀郡野木町大字野木2033番地1	

(都市計画課)